

## 「四天王寺大学教育研究実践論集」投稿規程

- 第 1 条 投稿者は、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の専任教職員に限る。共著の場合は、トップ・オーサーが本学専任教職員でなければならない。ただし、図書館長が依頼した場合は、この限りではない。
- 第 2 条 投稿原稿は、学術的教育的価値の高いものであり、その種別は、次のとおりとする。
- ① 教育実践にかかわる論説、研究ノート、報告
  - ② 教職教養にかかわる論説、研究ノート、報告
  - ③ 教科教育にかかわる論説、研究ノート、報告
- 第 3 条 投稿原稿の使用言語は、日本語、英語に限る。ただし、固有名詞、引用文、用例等については、この限りではない。なお、投稿に際して、英文原稿の場合、予めネイティブ・チェックを経たものとする。
- 第 4 条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表を原稿化したものは、発表の題目、機関、場所、年月日を明記しなければならない。
- 第 5 条 日本語の原稿は横書きを標準とする。B5 判縦置き、横書き（42 字×37 行×1 列＝1,554 文字）31 枚以内（注、付記、図表、図版などを含む）。本文は MS 明朝 9 ポイント、要旨と注は MS 明朝 8 ポイントのフォントを使用する。本文の字数は原則として最低限を設けない。
- 2 縦書きとするときは、1 ページの文字数は 1,620 字（30 字×25 行×上下 2 段、段間隔は 2 文字分）、30 枚以内（注、付記、図表、図版などを含む）。本文の字数、使用フォントは横書きの場合と同じ。
  - 3 なお、英文タイトルを付すことができる。
- 第 6 条 英語の原稿は B5 判縦置き、Century 9 ポイントで、37 行×1 列、30 枚以内。本文の語数は最低限を設けない。要旨、注は 8 ポイントを使用する（その他の書式、体裁については、既刊号の印刷ページに対応することが望ましい）。
- 第 7 条 原稿には次のとおり、要旨とキーワードを付することができる（8 ポイントで）。
- （1）日本語の原稿には 500 字前後の要旨、及び 5 語前後のキーワード（原稿冒頭に）。また、英語の要旨、及びキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。
  - （2）英語の原稿には 10 行前後の要旨、及び 5 語前後のキーワード（原稿冒頭に）。また、日本語の要旨、及びキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。
- 第 8 条 図表は、フリーハンドによらず、レタリングセットなどを利用して墨書き、または、ワープロ・図表ソフトを利用して印刷し、刷り上がりが最大 1 頁以内に収まるように縮小率を明記する。
- なお、印刷困難な図表の場合には、その変更を求めることもある。カラー印刷は、

原則として使用しない。

- 第 9 条 提出原稿は、記録媒体を提出する。または、ファイルを図書館宛メールに添付して提出する。マイクロソフト・ワード以外のワープロソフトを使用した場合は、そのソフト名を記録媒体の上に明記する。
- 2 共著の場合は、校正（共著者の氏名、所属、職名、専門分野も含む）において、共著者が学内者か学外者かを問わず、トップ・オーサーがそれぞれの共著者に確認する。（共著の校正原稿は、共著者の学内・学外を問わず、トップ・オーサーあてに1部をメールボックスに投函する。）
  - 3 原稿本体には、すべてのページに通し番号を付ける。
  - 4 共著の場合は、共同執筆者のそれぞれの分担を明記し、「あとがき」として末尾に付ける（本文末尾と注の間、8ポイントで）。
- 第 10 条 投稿原稿は、編集委員会に委嘱して校正を主とする査読がなされる。
- 第 11 条 校正は、執筆者自身が責任をもって第二校まで行う。ただし、誤字、脱字以外の訂正は認めない。なお、図書館長は、必要に応じて、最終校正を行うこととする。
- 第 12 条 投稿原稿募集の予告は、毎年3月に行い、5月の投稿締切を告知する。
- 第 13 条 投稿原稿掲載の場合には、本誌1部を贈呈する。抜刷を必要とする者には、あらかじめ申し出があった場合に限り、作成する。ただし、実費を徴収する。
- 第 14 条 掲載された論文等の著作権は、著作者が保持する。
- 2 執筆者の希望により、掲載した論考を編集委員会の議を経て、四天王寺大学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）で公開することができる。この場合、投稿された論文等の著作者は、当該論文に関する本学ホームページ、四天王寺大学リポジトリでの複製及び公衆送信を本学に対して許諾したものとみなす。
  - 3 また、本学が委託する第三者を通じて複製及び公衆送信を行う場合も同様に許諾したものとみなす。
- 第 15 条 この規程の改廃は、図書委員会において検討し、図書館長が教育研究評議会へ上程し、審議を受けるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年9月1日から、一部改定し施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から『教育研究実践論集執筆要項』を名称変更するとともに一部改正・施行し、第8号から適用する。